

下関市医療・介護ネットワーク規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、「下関市医療・介護ネットワーク」(以下「本会」という。)と称する。
(事務局所在地)

第2条 本会は、事務局を 山口県下関市大学町2丁目1番2号「下関市医師会医療・介護連携推進室」内に置く。

(目的)

第3条 本会は、市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることが出来るよう、医療・介護連携の促進と地域全体の医療・介護サービスの資質向上を目指すとともに、地域包括ケアシステムの実現を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業及び活動を行う。

- (1) 医療・介護にかかわる多職種間の相互理解推進活動
- (2) 医療・介護関係者対象の研修活動
- (3) 地域住民への普及啓発活動
- (4) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進活動
- (5) 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の調査・研究活動
- (6) その他この会の目的達成のため必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、会員をもって構成する。

- (1) 会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第6条 前条に掲げる者が本会に入会しようとするときは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(退会)

第7条 会員は、次に掲げる場合には、本会を退会したものとする。

- (1) 本人又は会員である団体が退会を申し出たとき
- (2) 本人又は会員である団体が入会の継続をしなかったとき
- (3) 本人が死亡したとき又は会員である団体が消滅したとき。

2 前項第1号の規定により退会する場合は、その旨を代表に届け出なければならない。
(除名)

第8条 本会の名誉を著しく傷つけ、又は本規約に反する重大な行為があった会員に対しては、理事会の議決により、これを除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

代表 1名

副代表 2名程度

理事 15名程度

監事 1名以上

2 代表、副代表は理事とし、理事の定数に含むものとする。

(役員を選出)

第10条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事は、役員の中から互選する。

3 代表及び副代表は理事の中から互選する。

(役員職務)

第11条 代表は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときにその職務を代行する。

3 理事は、本会の業務を執行する。

4 監事は、会務及び会計を監査する。

(委員会の設置)

第12条 本会の事業を統括的かつ円滑に行うため、委員会を設置することができる。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 任期途中で役員に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前各項の規定にかかわらず、役員は理事会で認めた事情のない限りは、次期役員が選任されるまでの間、その職務にとどまらなければならない。

(役員解任)

第14条 役員が次の各号に該当する場合は、任期の途中であっても、総会の議決に基づき解任することができる。但し、その場合は、本人に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第4章 会 議

(会 議)

第15条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(構 成)

第16条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(付議事項)

第17条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に定める事項を議決する。

- (1) 役員を選任
 - (2) 規約の制定又は変更
 - (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認
 - (4) 予算の決定及び決算報告の承認
 - (5) その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に定める事項を議決する。
- (1) 会員の入会及び除名
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(召集及び開催)

第18条 会議は代表が召集する。

2 定時総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上の者から、会議の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき

4 理事会は、代表が必要と認めたときに開催する。

(議 長)

第19条 会議の議長は、代表または代表が指名するものがこれにあたる。但し、総会の議長は、理事以外の出席会員のうちから選任する。

(定足数及び議決要件)

第20条 会議は、規約に別に定める場合のほか、構成員の過半数の出席（委任状を含む）により成立し過半数の賛同を得て議決する。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（監事の出席）

第21条 監事は、会議に出席して意見を述べ、監査の結果について報告することができる。

第5章 顧問

第22条 本会に、顧問及びオブザーバーをおくことができる。

2 顧問及びオブザーバーは、理事会の推薦により代表が委託する。

3 顧問及びオブザーバーは、本会の業務について理事会へ意見を述べることができる。

第6章 会計

（会計）

第23条 本会の経費は、次の各号に掲げる収入をもってまかなう。

（1）会費

（2）会員団体からの拠出金

（3）その他の収入

（予算及び決算）

第24条 本会の収支は、すべて予算の定めるところによる。

2 本会の収支決算は、会計年度終了後、監事の監査を受け、総会の承認を得るものとする。

（会計年度）

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終える。

附 則

1 この規約は、平成30年 11月17日から施行する。